

事業者創業支援プログラムパイロット事業業務委託に係る
公募型企画提案実施要領

1 目的

川崎市内の商店街や商業エリアにおける店舗での創業を予定している者を対象とした支援プログラムを地域事業者の協力を得て実施することにより、創業意欲を高め、確実な創業に結び付くことや、創業希望者と地域事業者とのネットワークの醸成、創業に関わる事業者・専門家等とのネットワークの形成などアフターフォローに必要な仕組みづくりを推進することを目的とする。

なお、令和4年度及び5年度は、パイロット事業として位置づけ、飲食店などの創業体験のできる民間施設が多く点在する中原区及び高津区内（以下「対象エリア」という。）を対象地区として実施する。令和6年度以降は、パイロット事業で築いたノウハウやネットワークを活用し、市域全域を対象としたプログラムやアフターフォローを実施する。

2 公募の内容

(1) 業務の名称

事業者創業支援プログラムパイロット事業業務委託

(2) 業務の内容

ア 事業者創業支援プログラムの企画及び運営

(ア) 創業者育成講座

(イ) 開業体験ワークショップ

(ウ) オープンセミナー

イ アフターフォロー体制の構築及び実施に係る事業

(ア) 開業体験可能な場所の発掘及びデータベースの作成

(イ) 市内の空き店舗情報の収集及び商店街での創業を誘導するイベントの実施

(ウ) 市内で5年以内に創業した事業者の情報収集及び紹介冊子の作成

(エ) 創業において必要となる市内関係事業者の情報収集及びヒアリング等

(オ) 受講者へのアフターフォローの実施

※業務の詳細は仕様書を参照。

(3) 委託期間

契約日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 概算金額

16,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

内訳：令和4年度 8,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和5年度 8,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 選考方法

企画提案方式による提案審査とする。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類と企画提案についての審査を行い、採択する企画を決定する。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となる。

(6) 参加意向申出書・企画提案書の受付期間

参加意向申出書受付：令和4年6月6日（月）から令和4年6月17日（金）まで

企画提案書受付：令和4年6月28日（火）

3 参加者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は、複数の法人による共同企業体とし、次に掲げる要件を備えた者とする。ただし、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員になることはできない。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員になることはできない。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「商業者創業支援プログラムパイロット事業業務委託共同企業体取扱要綱」で確認すること。

【単独の法人が満たすべき要件】

- (1) 本事業と類似した取組の実績とノウハウがある者又は市内商業者とのネットワークを有する者を業務実施体制に組み込める者
- (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「イベント」で登録申請している者
※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請しているものと同等に扱うものとする。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (8) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

【共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件】

- (1) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていること
※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請しているものと同等に扱うものとする。
- (2) 【単独の法人が満たすべき要件】(1)及び(3)から(8)

【共同企業体の代表者が満たすべき要件】

- (1) 【単独の法人が満たすべき要件】(2)

4 契約までのスケジュール

(1) 公募要領の公表	令和4年6月6日(月)
(2) 参加意向申出書の受付	令和4年6月17日(金)まで
(3) 参加資格要件の確認通知	令和4年6月20日(月)
(4) 企画提案に関する質問書の受付	令和4年6月22日(水)まで
(5) 質問書に対する回答	令和4年6月24日(金)まで
(6) 応募書類・企画提案書の受付	令和4年6月28日(火)まで
(7) 企画提案審査会	令和4年6月30日(木)
(8) 審査結果発表及び通知	令和4年7月4日(月)
(9) 契約	令和4年7月5日(火)(予定)

5 選定方法

企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で採択する受託予定者を決定する。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外とする。

(1) 企画提案選定委員会の設置

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案書の内容審査を行う。参加者の中から最も高い総合得点を獲得した業者を受託予定者、次点の業者を次点者として選定する。なお、採点の結果、最も高い総合得点を獲得した業者が複数の場合(同点の場合)は、次の順で業者を選定するものとする。

- ① 評価項目の「イ提案内容の工夫」が最も高い点数の業者を選定
- ② 見積書の総額が最も安い業者を選定

イ 最高得点の6割を基準点とし、総合得点が基準点を越えた業者のみ適正と判断する。

ウ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例(平成11年3月19日条例第2号)第5条第3号の規定に基づき非公開とする。

(2) 企画提案審査会(ヒアリング)の実施

提案事業者は事前に提出した提案書類に基づき、提案説明15分、質疑応答10分程度で提案説明を行う・提案事業者数により、提案説明時間等を変更する場合がある。提案説明の順番は参加者意向申出書の提出順とする。提案会当日の新たな資料追加は不可とする。

ア 開催日 令和4年6月30日(木)

イ 開催場所 産業振興会館12階 会議室(川崎市幸区堀川町66-20)(予定)

(3) 選定基準

評価項目		評価の着眼点	配点
ア	企画提案の視点・内容	・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある方向性が示された提案となっているか	30
イ	提案内容の工夫	・アフターフォロー体制の構築を含め、提案者の強みを活かした工夫(独創性)が見られるか	30

		・提案者の実績を活かした提案がなされているか	
ウ	事業実施体制	・市内商業者と連携し起業家の創業意欲向上が期待できる実施体制を構築しているか ・事業実施に必要な専門知識を有しているか	20
エ	取組意欲・積極性	・積極性があり、前向きな提案がなされているか ・効果的な事業実施となる提案がなされているか	10
オ	提案内容の 実行可能性	・十分に実行が可能な方法となっているか ・適切なスケジュールとなっているか ・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものがあるか ・提案内容に無駄がないか	10

6 提案内容

- (1) 本事業を先導的に推進するための、全体の取組方針・着眼点及び、2年間の想定スケジュールを提案すること。
- (2) 創業支援講座の実施内容（講座内容、会場、受講者へのサポート、実施に際しての工夫など）をできる限り具体的に提案すること。
- (3) 開業体験ワークショップの実施内容（体験場所の候補又は選定方法、ワークショップ後の講評やサポート、実施に際しての工夫など）をできる限り具体的に提案すること。
- (4) 創業支援講座と開業体験ワークショップにおける創業支援の経験のある講師や地元商業者によるアドバイザーの候補者又は選定方法等をできる限り具体的に提案すること。
- (5) 実現可能性が高く、円滑に事業が実施できるための事業実施体制を提案すること。再委託する事業者がいる場合は必ず体制に記載すること。
- (6) 仕様書中「(2) アフターフォロー体制の構築及び実施に係る業務」の実現に向けて、対象エリアで創業者に提供できる情報収集や開業5年以内の創業者へのヒアリング、協力可能な事業者の調査・ヒアリングなどを行う具体的な方法を提案すること。情報収集等で協力・連携できる市内事業者や地域団体等とのネットワークを有している場合には、協力先として具体的に記載すること。

7 提案内容の評価基準

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗ずるものとする。

8 業務の委託

- (1) 選定委員会により選定された受託予定者と仕様や契約金額等について協議し、協議が成立した場

合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。

(2) 契約にあたっては、企画提案書に記載の内容を発注者と協議のうえ、仕様書に反映することとする。なお、予算規模等の都合上、全ての提案内容が反映されるとは限らないことに留意すること。

(3) 受託予定者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

(4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成する。

9 参加手続き・提出締切日

(1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限：令和4年6月17日（金）まで

イ 受付場所：12の担当部局と同じ

ウ 提出書類

①参加意向申出書（別添様式1）又は共同企業体参加意向申出書

②誓約書（別添様式2）

③本実施要領「3参加者の資格要件」（9）を証するもの

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）により提出する。持参の場合は事前に電話にて連絡をすること。提出期限最終日の午後5時までに必着のこと。

オ 参加資格確認の結果通知

①令和4年6月20日（月）

②参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たすものであるかを確認し、その結果を電子メールで通知する。

③参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができる。ただし、その期間は令和4年6月24日（金）までとする。

(2) 質問書の受付

ア 受付場所 12の担当部局と同じ

イ 受付期間 令和4年6月20日（月）から令和4年6月22日（水）まで

ウ 質問方法

①質問書は、電子メールにより送信する

②電子メールによる質問以外には、回答しないものとする

エ 回答方法

受付期間に寄せられた質問及びそれに対する回答については令和4年6月24日（金）までに応募者全員に対して電子メールで送信する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

①企画提案書 8部

②見積書 1部

- ③見積書の写し 8部
- ④業務実施体制・主な事業実績（別添様式3） 8部
- ⑤会社概要（パンフレット等） 8部
- イ 企画提案書の様式等
 - ①企画提案書の様式は任意とするが、提案書についてはA4版で12ページ以内とする。（表紙及び裏表紙を除く）
 - ②提案以外の内容は記述しないこと
- ウ 見積書作成上の注意

見積書には、人件費については業務内容ごとの工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載すること。
- エ 業務実施体制・主な事業実績について
 - ①別添様式3に会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。なお、複数事業者で連携して事業を実施する場合は、代表会社について記入し、「本事業実績業務内容」の欄に協力会社名および役割分担を記入すること。
 - ②職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること。
 - ③同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間等を含めて記載すること。
- オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）により提出する。持参の場合は事前に電話にて連絡をすること。提出期限最終日の午後5時までに必着のこと。
- カ 受付場所 12の担当部署と同じ
- キ 受付日 令和4年6月28日（火）
- ク 企画提案書等の取扱い
 - ①提出された企画提案書等は、返却しないものとする
 - ②受付後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とする
 - ③企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがある

10 結果通知

(1) 結果通知 令和4年7月4日（月）（予定）

(2) 通知方法等

- ア 審査結果は、電子メールにより全ての参加者に通知する。
- イ 非選定の通知を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日等を除く）以内に書面により、説明を求めることができるものとする。（電話又は口頭による質問は不可とする。）

11 担当部局

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

電話（直通）：044-200-2330 FAX：044-200-3920

メールアドレス：28syogyo@city.kawasaki.jp

担当：箕輪・鈴木

12 その他

- (1) その他、本要領に定めのない事項については、川崎市と協議するものとする。
- (2) 次の事由に該当する場合は、失格とする。
 - ア 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
 - イ 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
 - ウ 企画提案書の提出後に「3 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
 - エ 他の参加者の協力者となった場合
 - オ その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。